

令和2年 第4回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月24日（金）午後1時30分から午後2時50分まで
2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 7階委員会室
3. 出席委員 (14人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	志賀喜一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦
4. 欠席委員 (1人)

委員	7番	松本信行
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 空き家に付属した農地の指定の取消しについて

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

農地調整係 参事 磯部高志

係長 飯島浩之

主査 飯塚康夫

主事 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和2年第4回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号7番 松本信行委員の1名でございます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和2年第4回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 立川勝美委員、議席番号9番 立川久恵委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号と報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号「空き家に付属した農地の指定の取消について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 空き家に付属した農地の指定の取消について、次のとおり指定の取消し願いがありましたので、意見を求めます。

令和2年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

これを持って質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、願いのとおり指定を取り消すことに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり指定を取り消すことに決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条568番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は16km、所要時間は30分です。大農機具の所有状況は、トラクター6台、コンバイン5台、田植機1台を所有しております。農作業従事人数は14人、従事日数は一人当たり平均250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条569番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は25分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

これを持って質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号については、申請のとおり指定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号4条122番について、調査班、お願いします。

調査班

4条122番について報告します。

本申請は、農業用施設用地として転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農振農用地」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「宅地」、東は「市道幅員7m」、西は「市道幅員7m」、南は「田」、北は「市道幅員7m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農振農用地内の農業用施設用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、不許可の例外事由である農地法施行令第4条第1項第2号イ「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年4月24日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

5条714番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「市道幅員11m」、南は「宅地」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」とわれま

す。

5条715番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「水路」、南は「水路・雑種地」、北は「認定外道路幅員2m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条716番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑・認定外道路幅員1m」、西は「山林」、南は「宅地」、北は「山林」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条717番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「境内地・国道幅員13m」、南は「水路・田」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替

地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条718番について報告します。

本申請は、一般住宅のため転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「県道幅員9m」、南は「畑」、北は「山林」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和2年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地445番について報告いたします。

願出地の状況は、山林として利用されております。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、昭和56年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地446番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、閉鎖事項証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(立川久恵委員 挙手)

議席番号9番 立川久恵委員、どうぞ。

9番

立川久恵委員

議案445番についてですが、非農地証明ということで38年間山林であったということなのですね。それが先ほどの報告事項で森林の様子ということで、周辺の状況に北側に宅地とあるのですが、その宅地はご本

人のお宅の宅地でしょうが、その宅地に迷惑がかかることがないのかということですね。非農地を証明するにあたり、近隣の農地等に影響がある場合、土地所有者に対する指導項目で特になしということですが、特になかったのでしょうか。お伺いしたいと思います。

議 長 いかがでしょうか。

事務局 北側は公簿上宅地となっておりますが、現況は山林となっていましたので、問題はないと思われれます。

9 番 立川久恵委員 非農地証明が出たので、森林は森林のままで放置ということですか。

事務局 今後地目の変更をしたうえで、太陽光発電を設置することになります。

9 番 立川久恵委員 ありがとうございます。

議 長 他に質疑はありますか。

(なしの声)

これを持って質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。よって、議案第5号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局 議案第6号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。
令和2年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第7号について、調査班、お願いします。

調査班

軽微な変更25番について報告します。

本申出は、農用地である申出地に、農業用倉庫を建築し使用しています。今回は農地として利用されていない申出地の現在の状態を是正するため、農振農用地（農地）から農振農用地（農業用施設用地）への用途区分の変更を申し出するものです。

申出に係る事項ですが、申出地は宅地として利用されています。周囲の状況は、東は「田」、西は「用悪水路」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可、ただし、農用地の例外許可事由に該当する場合は許可することができる」に該当します。立地基準は、転用目的が「農業用倉庫」ですので、農用地の不許可の例外事由の1つである、農地法第4条第6項ただし書「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われま

す。

軽微な変更26番について報告します。

本申出は、去年の台風により、鶏舎に甚大な被害を受け、今後のことを考え水害の影響が少ないとみられる申出地に、鶏舎を新設したく、農業振興地域内の農用地（農地）から農業振興地域内の農用地（農業用施設用地）への用途区分の変更を申し出するものです。

申出に係る事項ですが、申出地は田。周囲の状況は、東は「認定外道路幅員3m」、西は「田」、南は「田」、北は「認定外道路幅員8m及び認定外道路幅員1m」です。排水計画は「敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可、ただし、農用地の例外許可事由に該当する場合は許可することができる」に該当します。立地基準は、転用目的が「鶏舎、鶏糞置場」ですので、農用地の不許可の例外事由の1つである、農地法第5条第2項ただし書「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われま

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号の佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和2年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号 佐野市農用地利用集積計画

の決定については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第4回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時50分閉会